

## 勸 告

次の事項を実現するため、「一般職の職員の給与に関する条例」、「一般職に属する学校職員の給与に関する条例」等を改正することを勧告する。

### 1 「一般職の職員の給与に関する条例」及び「一般職に属する学校職員の給与に関する条例」の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

#### (1) 令和2年度の支給割合

再任用職員以外の職員について、12月に支給される期末手当の支給割合を1.25月分（特別管理職員にあっては1.05月分）とすること。

#### (2) 令和3年度以降の支給割合

再任用職員以外の職員について、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.275月分（特別管理職員にあってはそれぞれ1.075月分）とすること。

### 2 「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例」の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

#### (1) 令和2年度の支給割合

12月に支給される期末手当の支給割合を1.65月分とすること。

#### (2) 令和3年度以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

### 3 「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」の改正

特定任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

#### (1) 令和2年度の支給割合

12月に支給される期末手当の支給割合を1.65月分とすること。

#### (2) 令和3年度以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

### 4 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。ただし、1の(2)、2の(2)及び3の(2)については、令和3年4月1日から実施すること。